

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達(案)について

平成18年8月
国土交通省自動車交通局
旅客課・貨物課

1. 改正の背景

第164回国会において、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）が成立し、平成18年3月に公布されたところです。

この法律による改正後の道路運送法（昭和26年法律第183号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の施行（10月1日）に向けて、今般、関係通達の一部改正を行うこととしています。

2. 改正の概要

(1)「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の一部改正

- ・安全管理規程の変更命令、安全統括管理者の解任命令等に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合等には、許可の取消し処分を行うこととする予定です。
- ・安全管理規程の設定・届出義務違反、安全統括管理者の選任・届出義務違反、輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反、輸送の安全に関する基本的な方針の策定等義務違反等には、自動車の使用停止処分等を行うこととする予定です。
- ・安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務付け事業者が、著しく輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合には、輸送の安全確保命令を行うこととする予定です。
- ・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

(2)「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の一部改正

- ・安全管理規程の変更命令、安全統括管理者の解任命令等に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合等には、許可の取消し処分を行うこととする予定です。
- ・安全管理規程の設定・届出義務違反、安全統括管理者の選任・届出義務違反、輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反、輸送の安全に関する基本的な方針の策定等義務違反等には、自動車の使用停止処分等を行うこととする予定です。
- ・安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務付け事業者が、著しく輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合には、輸送の安全確保命令を行うこととする予定です。
- ・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

3. 今後のスケジュール(予定)

平成18年10月1日施行